

甲斐市議会 議会改革特別委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年2月5日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

---

出席委員（9名）

委員長	長谷部 集 君	副委員長	清水 和 弘 君
	若尾 彰 子 君		加藤 敬 徳 君
	秋山 照 雄 君		滝川 美 幸 君
	小澤 重 則 君		松井 豊 君
	内藤 久 歳 君		

議長 赤澤 厚 君

欠席委員（なし）

傍聴議員（なし）

---

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	山岡 広 司	書 記	森 田 公
書 記	池 上 恵	書 記	深 澤 隼 人

内容

- 1 議会基本条例について
- 2 その他

開会 午後 1時30分

○書記（森田 公君） ご参集大変お疲れさまです。

ただいまから議会改革特別委員会を始めさせていただきます。

初めに、委員長挨拶、長谷部委員長よろしくお願いいいたします。

○委員長（長谷部 集君） 改めまして、こんにちは。

まさに、足元の悪い中というべき天気の中をおいでいただきまして、本当にありがとうございます。このような状況でありますので、審議はしっかりとさせていただきますけれども、スムーズに進行をさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

○書記（森田 公君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、赤澤議長よろしくお願いいいたします。

○議長（赤澤 厚君） 改めて、こんにちは。

大変足元の悪い中、ご参集ありがとうございます。

今日は、最終的な基本条例の会議になりますけれども、慎重審議させていただきますようよろしくお願いい申し上げます。

以上です。

○書記（森田 公君） ありがとうございます。

それでは、議事の進行につきましては長谷部委員長、よろしくお願いいいたします。

---

○委員長（長谷部 集君） ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

早速、内容に入りたいと思います。

（1）議会基本条例についてを議題といたします。

前回の委員会におきまして、全章、全ての章の協議が終わりましたので、法制担当に内容の確認をお願いし、確認の作業が終わりました。まずは、その修正点や確認点について事務局から説明をお願いいたします。

森田係長。

○書記（森田 公君） それでは、法制担当から修正指摘内容、また変更点、確認等がございましたので、そちらの内容についてご説明いたします。

本日、お手元にA3判折ったもののカラープリントしたものを配ってございますので、そちらをお願いいたします。

表の一番右側、赤い文字で一番上段に括弧してございます法制担当修正後、こちらが今回確認していただいたもの、その左の括弧で協議後と書いてあるのが委員の皆様方からご協議いただいた最終のものとなっております。

それでは、初めに1ページ、附則の6行目、「また、同じく選挙で選ばれた甲斐市長」となっておりますが、こちらは市の条例ですので、「甲斐市」を削除し、「また、同じく選挙で選ばれた市長と共に」という文面になってございます。

続きまして、2ページ、第2条、3行目、議会の使命になりますが、こちらにつきましても同様に「甲斐市の意思決定を行うことにより」が3行目になりますが、「甲斐」を取りまして、「市の意思決定を行うことにより」というふうに変更となっております。

続きまして、3ページ、第3条第4項、3行目になります。

3行目の「強化する」の後に「議会は」で本来は今までは続けておりましたが、条例では1条1文の原則があることから、「議会は」からは新たに5項として設けたものでございます。

次に、その下、4条第1項、一番下になります。

ここも皆さんから協議いただいたのは「提言を行い、また」で続いておりますが、こちらにつきましても、第2項として新たに分けた後、4ページになりますが、それ以降の条文は項ずれで、それぞれ、3、4、5というふうになってございます。

次に、第5条第1項の一番最後、「中心に運営されなければならない」を「運営しなければならない」に変更となっております。

続きまして、5ページ、第7条第2項、3行目、「本会議、委員会、その他の会議」と読点で分けてございますが、「委員会」の後は読点が不要なため、読点を削除し、2項の最終、「この限りではない」の「は」を取りまして、「この限りでない」。

次に、3項の2行目、「と共に」の漢字表記を平仮名に表記し、4行目の「運営の改善、政策提言」の「改善」の後ろに読点がありますが、読点を取り、「及び」で接続し、「議会運営の改善及び政策提言に反映させるため」に変更となっております。

続きまして、6ページ、第8条第1項の最終となっております「公開する」を「公開する

ものとする」。

また、第9条第2項、2行目、こちらも先ほどの条文と同様、「て」の後ろの読点を削除し、文をつなげてございます。

また、3項、3行目、「的確な回答とともに」の「とともに」を取りまして、「回答及び」に変更となっております。

次に、7ページ、第10条第1項、一番最終です。「説明を求めるものとする」を「求めることができる」に変更。

8ページ、14条第1項、最終、「評価を行う」を「評価を行うものとする」に変更となっております。

続きまして、9ページ、15条第2項、3行目、括弧の後に「にあたっては」の平仮名表記を漢字表記に変更するものです。

次に、16条第4項、一番最後の「議長が別に定める」の「別に」を取って削除となっております。これは「別に」とある場合は今回条例で、その「別に」の部分を定めなくてはならず、会規定などに委任する場合、「別に」は用いないものとなっていることから、今回削除するものでございます。

続きまして、第17条になります。

1項で、次に掲げる体制整備を行うとした場合については、(1)からは「ものとする」という終わり方ではなく、「何々の整備」という形で終わらなければならないため、右側修正後のように「整備を行うものとする」という表記に変更し、(1)からは名詞形で終わるように、それぞれ「体制の整備」、「組織体制の整備」、第3項は「予算の確保」というような言い方で終わっているものでございます。

次に、10ページ、第18条1項、2行目、「別に定める」につきましては不要なため削除、その下の「基づき」という表現を「により」に変更をしております。

次に、第2項は文章の流れ的に「市民は」から「公正かつ」からに始めまして、「公正かつ透明性の観点から、市民に対しその用途及び活動状況を明らかにし」という言い回しに変更し、さらにその後に「及び報告しなければならない」ということで「及び」が追記となっております。

次に、第3項ですが、その左側では「前項と同様とする」と書いてございますが、前項と同様の部分が不明瞭なため、2項同様、「活動状況を明らかにし、及び報告しなければならない」を記載するものでございます。

次に、11ページ、第20条第1項。最後になります。「運営されなければならない」を「運営しなければならない」に変更し、21条第2項の最終、また、12ページ、23条の第1項の最終はどちらも「定める」の部分を「定めるところによる」に記載が変更されております。

続きまして、13ページになります。

第25条第2項、最終ですが、「特別委員会を設置するものとする」を「特別委員会を置く」に変更です。これにつきましては、委員会のような人的要素の集合体の場合は「置く」という表現が一般的に使われるためでございます。

続きまして、27条第1項、4行目、「検討を行うものとする」という表記がございますが、どこで検討するのか、前に表記がないため、「議会改革特別委員会において検討を行うもの」と追記でございます。

また、第2項の3行目、「この条例の改正を含めて」という原文の記載は不要なため、そちらの部分削除し、第3項、最後の「十分説明しなければならない」の「十分」と「説明」の間に「に」を追記し、「十分に説明しなければならない」というふうに訂正されております。

長くなりましたが、以上が今回、法制・選挙担当からの修正及び指摘点となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。説明が終わりました。

法制担当による修正箇所について、何かありましたらお伺いをしたいと思います。

まずは、今の説明に対しての質疑がありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 大丈夫ですか。さすがに法制担当の方ということで、気がつかなかったところをいっぱい見ていただいて、本当によかったというふうに思います。

この後、全てに対しての何かご意見等があったらお受けをするんですけども、その前に今後の予定といたしまして、2月の定例会での制定に向けて、この後は進んでいきたいなと思っております。当初、皆さんにお伝えをしたスケジュールで間に合えば3月の本会議のどこかで制定をしていきたいという話をしましたけれども、時間的にも皆さんのご協力をいただく中で余裕ができましたので、余裕を持って今後進めていけるかなというふうに思ってお

ります。

その前に、以前、委員の皆さんからご提案をいただいたパブリックコメントについてなんですけれども、冒頭、私何回目かは覚えていないんですけれども、皆さんに申し上げて、パブリックコメント自体はする必要がないのではないかという私の提案に対してご賛同をいただいて、しない旨で進んできたんですけれども、その後、何人かの委員さん、あるいはほかの議員さんとも私個人的に話をする中で、やれるんだったらやったほうがいいんじゃないかというご意見もありましたので、ここでもう一度お諮りをして、先ほど言ったように、定例会の本会議までに時間の余裕ができましたので、できる状況があるということも併せて皆さんの考えをもう一度お聞きしたいなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） それをね、まず最初に提案させていただいたのは私なんですけれども、それに当たって、ちょっとなぜそういうことが必要なのか、もう一度確認するためにお話ししたいと思います。

議会として、議会基本条例を議案として提出するに当たりご提案申し上げます。

議案として提出するに当たり、市民に条例案の内容を情報提供するため及びそれに対する市民からの意見を聞く機会を設けるため、住民説明会あるいはパブリックコメント、あるいは広報及び市ホームページに条例案を掲示し、市民より意見を募集することを提案します。

その理由としまして、議会基本条例は何のためにつくるのか、地方分権の流れから地方議会の担う役割が大きくなる中で議会の改革を進める議会が現れました。これは北海道栗山町議会、そのほかですね。そこでは議会からの積極的な情報発信に取り組み、それが全国的に広まっているということがあります。

そして、条例とは法令、省令、政令に準ずる位置づけで、憲法第94条、地方自治法第14条、16条などに基づき、地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称のことを言います。地方公共団体が義務を課す、あるいは権利を制限するには法令に特別の定めがある場合を除いて、条例によらなければならない。定めようとする本基本条例案の中にも「議会は、市民を代表する機関として、議会に関する情報を公開するとともに、市民と情報を共有し、積極的に説明責任を果たすものとする。」と、これは第3章の第7条にあるように、市民と議会の関係性を定めたものが複数含まれており、市民に情報を公開し、意見を聞く義務があり、それを行えないことは条例にうたおうとすることと相反することと

なること。

あともう一つ、市民の地方議会不要論に対する議会として努力すべきことは何かということですね。これは、令和4年の甲斐市特別職等審議会答申の付記事項にあります。ここでは議員報酬ということなので、市議会議員をそのまま議会と置き換えて、聞くべきだと思います。

その4、市議会議員の活動が見えてこないと感じている。そうしたことが若い人たちの政治離れや議員に対する興味、関心が持てなかったり、投票率の低さにも表れている。市議会の一般質問においてももう一步踏み込んだ質問が欲しいと感じている。

5、市議会議員も活動内容を発信する努力をし、発信方法についても工夫するなど積極的に取り組むことで議員活動等への理解が広がり、報酬等の増額についても理解が得られていくのではないかと感じている。これはあえて付記事項として載っていることということ私たちは深く捉えるべきであると思います。

議会改革に取り組む議会では、議会報告会、SNSの積極的な発信、また、議会サポーターなど、また、議会として政策勉強会を行い、市長へ政策提言などいろいろなことを努力しています。議員、議会はあまねく市民の声を聞き、市政に反映させる努力をしなければなりません。あまねくとは投票に行かない市民も含まれますと、それはなぜか。あまねく市民より徴収した市税より報酬をもらっているからである。議会・議員不要論に対して、議案に対する賛否を行うだけの議会議員は不要であるとの批判に対しては地道に、かつ積極的に情報発信、意見聴取を行っていかなければならないのです。

今回、そのような重要な基本条例を制定するに当たり、そのプロセスの中に市民への条例案の情報公開と、それに対する意見聴取の機会を設けないということは議会が議会改革に対してどのような姿勢をもって臨むかを示すことになり、市民の負託を裏切ることになりかねません。市民の議会に対する理解を広げていけるのか、さらに議会・議員不要論を広げるのか、この1点が大きな分岐点ですと、それを踏まえた上で、よくご検討願いますということで、ぜひよろしくをお願いします。

具体的には、私は広報とかホームページに、これを要するに見られるようにする。全文を載せるのは不可能なので、例えばリンクして、それが見られるような形を取って、市民の方から意見をもらおうと、もしあればですけどもね。そういった形が一番やりやすいのではないかと、もちろん説明会とかね、パブリックコメントなんかのほうがよりよいと思います。具体的にはそれが一番具体的なやりやすい方法ではないかと思って、提案したいと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） やりやすい方法でパブリックコメント等を行ったほうがよいではないかというご意見ということでよろしいですね。

○委員（加藤敬徳君） パブリックコメントは、いろいろ決まりはありますよね、たしかね。だからもっと柔らかく意見とか、そういう要望とかはもしあれば寄せてくださいと。

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 丁寧な説明ありがとうございました。今まで我々はこの特別委員会の中で一番重要案件だった議会基本条例の制定ということに関して時間をかけてやってきて、その過程の中で加藤、今、委員から説明があったように、こういうことが必要じゃないかといった中で、それぞれの立場の中で今までの経過を見れば、それは不要論だという話もありました。

今はね、そういうことを踏まえて委員長もそういう決断をして、さらに一步前進、進めるということで、私は委員長の提案に対して非常に意義ある過程だったなというふうに感じております。そういう意味を含めて、このプロセスをきちんと取る中で情報交換をしながら意見を求めるという基本的な部分においては大賛成だし、そういう方向で進めていただければありがたいかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

また、その点については様々な方法については、またここでどんな方法がいいのかということは当然事務局サイドのいろいろな作業も伴いますので、その点についてもあまり大っぴらにやるじゃなくて、基本にのっとりた形の中で、広く市民から意見を求めるという最低限の状況の中で意見を求めたらいいかなというふうに思っておりますので、その点についても考慮をいただきながら、その方向で進めてもらえばいいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほかご意見ございますか。よろしいですか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） いいですか。

○委員長（長谷部 集君） はい、どうぞ。

○委員（小澤重則君） 私は、議会基本条例という性質上、議会のほうで決めればよいと思います。それを改正するのもまた議会であるし、だから私は基本的にパブリックコメントじゃないとしても、パブリックコメントを求める自体がちょっと性質が違うんじゃないかなと思

っております。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかかでしょうか。

清水副委員長。

○委員（清水和弘君） 私は、このことについてはかなり時間をかけて、いろいろな角度から諸氏議員の方々が意見を述べてきたと思うんですね。その1つの過程の中でパブリックコメントの話が出たと思うんです。そういう過程の中で、もう一度検討を加えるということであれば、私は委員長の考え方に賛成をいたします。大変いいことだと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかかでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 一応、できてからいろいろ論議になってもあれなので、一応コメントを問うたほうが良いと思います。

○委員長（長谷部 集君） 市民からのコメントをいただいたほうが良いじゃないかと、はい。そのほかの方はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 私の考え方は変わっておらず、もともと、もう皆さんにお伝えしたようにパブリックコメント等は必要ないということに関して考え方は変わっていないんですけれども、必ずしもやっていけないとも逆に思っていないので、委員の皆さんの中でやったほうが良いじゃないかという意見が多ければやればいかなというふうに思っております。今お聞きしたところ、やったほうが良いじゃないかというご意見のほうが多いようですが、もし……

〔発言する者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤久歳君） 聞いてもらってさ、ここでそういうケースは諮ればいいし、もうそれは皆さんで、そういう形で進めてください。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。あえてここで多数決というのもあれなので、やるという方が多いものですから、やる方向でいきたいと思っておりますけれども。それに反対意見がなければやり方については事務局のほうにお任せをして、この時間内で一番スムー

ズに、より効果的な方法を選んでいただくということを前提にやる方向で、もしよろしければ進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきたいと思いますので、ご了解をお願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） それについて、ちょっと今参考までに。

先ほど、ちょっと広報の発行スケジュールを伺ったら、2月号に関しては……

○委員長（長谷部 集君） 広報というのは、市の広報ということですか。

○委員（加藤敬徳君） 市の広報です、はい。伺ったら13日が入稿締切りということで、2月二十何日かにはもう発行になるということなので、そう考えると議会が始まってしまいうままでにちょっと時間が足りないかなと思うんですよね。

あと、もう一つはホームページのほうであれば随時更新ができるという話だったので、もし最悪といったら変ですけれども、そういうことであればホームページのほうに取りあえずそういう内容で出してみたらどうかと、一番具体的な案なんですけれども、取りあえずは参考までに。

○委員長（長谷部 集君） 参考にさせていただきます。ありがとうございます。これについてはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） そうしますと、戻りまして、基本条例の全文、全ての章に対して、最後に何かありましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと確認をしたいんですけども、7ページの第10条の中で、ここに説明責任の中で「議会は、市長等が提案する重要な計画」という文言があって、その「重要な」というのは要らないじゃないかというようなことを協議した結果があるような気がするんですけども、これ両方とも……

〔「これは削除になってる」と呼ぶ者あり〕

○委員（内藤久歳君） ここのほうに赤くなっていて、そして、左が赤くなっていて、これは修正だけれども、こちらも「重要な」というのが入っているんですけども、これは向こうで法制のほうで、これ入れたほうがいいのかという結論の中でじゃないよな。たしか……

○委員長（長谷部 集君） ちょっと見づらいんですけども、黒いんですけども、横棒が入って、消されておりました……

〔発言する者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 法制のほうの欄のところの「重要」も見づらいんですけども、黒い線で消されている状況になっております。今、事務局の……

○委員（内藤久歳君） 消せばいいのに、じゃ、何でこんなところへ「重要」なんていう文言入れるのか、消せばいいじゃん、その時点で。

○委員長（長谷部 集君） 森田係長。

○書記（森田 公君） すみません、こちらにつきましては、前回言われたものでしたので、それに追加して、ここは委員さんたちが言って消す部分ですよということで、この部分だけ赤くして消させていただきましたので、抜いちゃうとその経過が分からないので、前回の修正後の最終で言われたものを今回消しましたので……

○委員（内藤久歳君） そういうことのわけね。

○書記（森田 公君） はい。それで赤くして、この部分は消しますよという意味で、すみません、説明が足らずに申し訳ございません。

○委員（内藤久歳君） いや、俺もこれ見ててさ、たしかそういう論議があって、じゃ、政策的には何が重要で、何が重要じゃないか、これ、その判断ができないじゃないかということ、で削除するという結論になって、それで、こういうふうにならなかったので、どうなのかなと思って、そういう経過があれば削除ということだよな。

○委員長（長谷部 集君） はい。おっしゃるとおり、前回そういう話があって、削除することに決まっておりますので、ここからは抜けると思ってください。ありがとうございます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかかでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） よろしいようですので、以上で議会基本条例については終わりますけれども、先ほど申し上げたようなスケジュールで今後進みますので、細かい具体的なことに関しては私、あるいは事務局のほうにお任せをいただいて、ご了承いただきたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、（２）のその他を行いたいと思います。

その他、私のほうから何点かご提案と皆さんのほうにお聞きをしたいことがありますので、

ここでお願いをしたいと思います。

まず初めに、子ども議会の関係についてになります。

前回、ちょっと説明をしたように、子ども議会につきましては、1月11日の木曜日に市内の5つの中学の校長先生方と私と正副議長が併せてお話をさせていただいて、その旨説明をさせていただきました。

前日も説明したとおり、子ども議会をやろうというとなかなか学校のほうの協力が難しい状況の中、そのときにも言ったように、職場体験の一環として市議会のほうに子供を送っていただきたいという話をしたところ、議長の説明もうまくしていただいたこともありまして、校長先生方の反応は非常によかったです。先生方の中にも職場体験の対象が議会だということも思いも寄らなかったもので、そういう意味では子供たちにいい体験をさせてあげることができるだろうということで非常に喜んでおりましたので、方向的にはその方向で来年度も進めていきたいということで、先生方のほうで。

ただ、どの学校が来るとか、何人ぐらい来るとかということに関してはまだ今後の調整が必要になってきますし、また、いつ頃というのも学校によってその日程が違いますので、逆に、その日程にこちらのほうで合わせなきゃいけないという状況になってくるかもしれませんけれども、そんなことで対応をしていきたいと思いますので、ご承知おきをいただきたいのと、そうなった場合には皆さんのご協力必要ですので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

次に、常任委員会を含む委員会についてご提案をさせていただきたいと思います。

現在、各委員会において、当局側の説明、答弁については起立をして行っております。4月からの完全ペーパーレスに伴いまして、当局もタブレット等を使っての説明となるため、起立すると画面との距離が遠くなり、見えにくいことが分かりました。つきましては、4月以降の委員会におきましては、当局側の説明、答弁についても着座したまま行いたいというふうに思います。コロナ禍は異常事態ということですので、当局がずっと座ったままやって、特に問題がなかったというふうに記憶しておりますし、その以前も私の個人的な思いですけれども、当局は立つのに議員は立たないという、ちょっとそのバランスはあまりよくないと私は思っていましたので、この際、全員座ったままで進めるということをご提案したいと思いますけれども、それについていかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。それでは、4月以降ですね、これはあれ

ですか、何か……

〔「出します、改めて」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 条例じゃない、規則とか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 何もない、そうすると議運で決定をすれば、それでもう……

〔「そうですね、議運で」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） 今、確認をしたところ、特に活字として残って、あるような規則等はないということです。今後議運のほうに議会改革からの提案ということで、議運で諮っていただいて、決まればその旨進むと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に、同じく委員会のことなんですけれども、各常任委員会の定数についてであります。

現在、定数が6名となっております。19人の議員がいますので、三六、十八で、議長を除く18人が6人ずつの委員会に分かれている状況で、現在は辞職に伴う欠員もありまして、2つの委員会で委員数が5人というふうになっております。5人の委員から委員長1人を除いた4名のみで審議を行っているのが現状でありまして、さらにそこから病気などで欠席が出ると委員会が成立をせず、開会ができないという事態も想定がされる非常に困っている状況だというふうに私は思っております。

当然、委員会の審議に支障が出る可能性がありますので、つきましては、来年度の委員会構成の変更を5月の委員会構成の変更に合わせて、委員会の定数を見直したいなというふうに私は考えております。それでご提案をさせていただいているわけなんですけれども、案といたしましては、各委員会の人数を8人に、総務は便宜上9人にして、議長が入ったら議長が抜けるという形になりますけれども、最終的に各委員会8名で行い、当然人数が足りませんので、そのうちの何名かは2つの委員会に所属をする複数所属を認めるような形ですね、1人最大2委員会まで所属することを可能としていいかなど。

方法的にはドント方式とか、具体的な方式はまた今後の話になるかもしれないんですけれども、以前といたしますか、もう4年ほど前ですか、議員定数を今の19人に3名減らしたときの議論を思い出しますと、各委員会6名ぐらいいれば委員会が成り立つだろうと。そうすると、三六、十八に議長を足して19人という議員定数が、それが本当に一番少ない最小の人数だろうということで、今の定数19人になっている経緯があるんですけれども、さすがにそこから、先ほど冒頭言ったように議員の辞職等があつて減ってきておりますので、そこ

はちょっと今想定ができていなかった部分ではあります。

ですので、ここで人数を複数所属とさせていただきたいというふうに考えておりますけれども、これについてはいかがでしょうか、何かご意見があれば。ここで決めるというはちょっと難しいかもしれないですけども、まずは皆さんのご意見をいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今、前回の定数の削減のときの最小人数ということで、今、委員長が言われたように6人体制でということで19という定数を決めた経過があるという説明を受けたんだけど、今度補欠があるじゃないですかね、10月に。そうするとそこへ2人また元へ戻ってくるという状況が考えられますよね、10月に。そうしたときに、ここで人数をやって増やすのと、また例えば具体的に言えば複数人数がかぶるといようなことになるので、それを見越した中でちょっと議論をしたほうがいいのかないかなという思いもします。仮にそうなった場合に、じゃ、今、方式は別として最低2人が2委員会に所属するとか、こうなったときに全体のバランスを見てどうなのかなという部分もあるし、また2人補充したときに、その人数のバランスも変わってくるわけじゃんね。この辺のところは今後どういうふうに委員長のほうで考えていくのかどうなのか、現状を見たときにはできないけれども、市長選の後にそういうことを踏まえて、また再度再編をするのかどうかということも視野に入れる中で、このことをやっていく必要があるかなというふうに感じてはいるけれどもね。そんなところですよ。意見です。

○委員長（長谷部 集君） そのほかご意見いかがでしょうか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 常任委員会の委員の定数がそれぞれ7人に増えて兼務する、複数委員会に所属する議員が出るということなんですけれども、そうなった場合の掛け持つ委員会、例えば厚生と教育なのか、教育の建設なのかとか、そういったところの兼ね合いがどうなるのかなというのが気になる点として1点と、あともう一つは2年に1度ある視察なんか非常に今、常任委員会、11月に全て行っているんですけども、複数になった場合、その3つの委員会が全てまた11月に視察がとなると、行って、また帰ってきて、すぐ視察に行かなければならないという方も出てくるかもしれないので、そのあたりをちょっと調節したほうがいいんじゃないのかなというふうに考えます。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかがでしょうか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） いろいろやり方はあると思うんですが、取りあえず私は今のままでいいと思います。いろいろな問題、また2人が増えるということで、6人増えるわけですね、ダブる人が6人いるわけですね、3常任委員会に8人ずつになるということは。そうするとそれをドントで決めるのか、あれは別に、そんな流れとか、いろいろな問題出てきます。今、若尾委員が言ったように視察研修の件とか、そういうのに負担をかける面も出てきますので、私はこのまま取りあえずいいと思います。市長選に合わせた補選でまた18人になる可能性がありますので、そんなふうを考えております。慎重によろしくお願いいたしますと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかがでしょうか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸君） 私も今の内藤議員、それから小澤議員の意見に賛成いたします。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかがでしょうか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 基本的に、6人と決めたときのその過程が6人ということで出発しているから、今回見たようにちょっと欠員が出て、少なくなった委員会については今後そういう委員会は何らかの格好でそれを補充するようなことを考えたほうが、ここで定数を増やすよりも欠席になったときの委員会をどういうふうに補充するかと、そのほうを考えたほうがいいんじゃないかと、基本的には6人はもう6人で、議員定数19に決めたときに6人でいくという格好になっているから、そういうことで進んだらどうかとは思いますが。

○委員長（長谷部 集君） 清水副委員長。

○委員（清水和弘君） 私は、現状を考えたときに、今後どうするかということに関して私なりに考えると、まず目的と方法、手段ですよ。まず目的がそうであれば、手段とか方法は徐々についてくるものだと思うです。したがって、もし今必要性があれば今考えておくべきだと、こんなふうに私は思います。

○委員長（長谷部 集君） よろしいですか。

どうぞ、若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 基本的に、私は定数が増えることには賛成です。今、厚生常任委員会は1人欠員の状態で、委員長を除くと委員が4人しかおりません。4人で厚生の分野を審議するといふとなかなか不安なところもあつたり、本当に民意を反映できているのかといふと

ころに不安を感じるんですけれども、それが負担感は大きくはなりますが、構成する委員が増えるということに対しては賛成します。そのあたりは議員定数が変わったときの状況を2年間やってきていて、皆さん感じていることを踏まえてそれぞれお考えがあるとは思いますが、1期目の私が感じることは定数は増えたほうがいいかなというふうに感じています。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） いかがですか、そのほか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 定数の増える方向で僕はいいと思いますが、いろいろ選挙だ、なんだ、あるので、一般論ということでは私は賛成です。

○委員長（長谷部 集君） 大体意見が出尽くしましたので、今日ここで決めるという話ではありませんけれども、もう少し、じゃ、私の考え方を補足させていただきますと、なぜ最初にこの話を思い立ったかという若尾委員からも話がありましたけれども、委員会の審議自体が非常に活発じゃない方向に来ているかなというふうに私は考えていまして、特に今私が所属している建設経済常任委員会なんかを見ますと、1審議について挙手をして発言をする回数というのが大分少なく感じます、昔に比べて。人数が増えれば、その分意見も出るかなと、当然その分審議が深まるということになりますので、まずはそれが必要かなと思ひまして、複数所属が必要かどうかというよりも、まず委員会審議を活発にするために人数を増やしたほうがいいかなという思いがまずありました。

じゃ、人数を増やすとすると何人がいいかなというふうに考えたときに、やはり委員長を除いた委員の数が奇数になることが基本委員会の原則だと思っていますので、そうしますと委員長1人と、あと委員さん7人いれば奇数になりますので、奇数というのは要するに多数決を取ったときに決まるようにという意味ですけれども、それが原則だと思っていますので、そうすると委員が7人、プラス委員長1人で8人ぐらいがいいかなと。8人になるとやっぱり人数が足りないので、複数の委員会に所属する議員が数名出るかなという、そういう順番で考えていった結果の話を提案させていただいたということになります。

補欠選挙の話がありましたけれども、今後の話ですけれども、議員の辞職はいつ起こるか分からない病気とか、そういう話になってくると特に分からないことでありますので、また補欠選挙で補充がされたとしても、またその後すぐ減るという可能性はゼロではないというふうに思っていますので、それであればしっかりと人数が確保できる形がいいかなと思って

います。

仮に、今の定数の6人でいくんだとなったとしても、そこが欠員が出た場合は複数所属できる議員を増やした中で、必ず6人は保って担保できるような、秋山委員から先ほど発言があったように、定数を増やす、増やさないは別として、減った分は必ずどこか、だから今で言うと2人少なくなっていますので、誰か2人は複数所属していただいて、2つの委員会に振り分ければ6人は保てるという、どうせそこをやるんだったら、もうちょっと増やしてもいいんじゃないかなという思いもあつての提案でありますので、また皆さん考えていただいたり、会派に持ち帰っていただいて、それぞれのまたご意見なんかも聞いていただいて、一番いい方法を進めていきたいと思っておりますので、まずは今日は提案ということでさせていただきますと思います。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） それに含めてですが、そういうことであれば常任委員会の2委員会制も検討していただきたいと思っております、それも含めた中で。

○委員長（長谷部 集君） ちょっと補足をさせていただきますと、分からない方もいらっしゃるかもしれないんですけども、常任委員会、今うちの議会は3常任委員会で進んでいます。合併前の旧町るときには大体2委員会ですかね。私がいた双葉町議会は2委員会でやっています、合併した直後は物すごい人数の議員がいましたので、4常任委員会ありました。それが定数削減されたということで、最終的には3常任委員会を設置ということで、今の現在に至っています。

先ほど言った議員定数を19人に減らしたときの議論の中にもその話がありまして、それであれば常任委員会の数を2つにして、それぞれの委員会の所属議員を確保していくという話もあったんですけども、そのときの議論の結果は今の審議内容、今この甲斐市の中の案件を考えると、2つの委員会で割り振るにはちょっとボリュームが多過ぎるじゃないかと、やっぱりそこは3つの委員会のほうがスムーズじゃないかという話になりまして、3常任委員会掛ける6人で18人、プラス議長で19人と、そういうような話があったことをちょっと補足させていただきますけれども、ご提案の3常任委員会を増やすということじゃなくて、2委員会にするというのも1つの案でありますので、ご検討いただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。議長、何かありますか、大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） ありがとうございます。

次に、もう1点お尋ねをしたいことがありまして、各委員会における委員外議員の傍聴についてでありますけれども、この件につきましては、過去にも協議をした経過があります。

当議会の委員外議員の傍聴に発言を2問まで許している件ということにはなりませんけれども、県内外を問わず委員外議員の傍聴で質疑を認めている市議会というのは県内であれば甲斐市のみでありまして、県外におきましてもほとんどそういうところは見受けられないというのが現状の中、特に常任委員会というのは各会派からの代表で構成をされているということもありますし、質疑につきましても、その委員に任せている、それが委員会制を敷いているということになりますので。

また、2問だけの傍聴議員の発言を委員の質疑が終わった後に2問だけさせるというのが順番的にも審議をまた元に戻してしまう場合が過去にもありましたので、そういうことを考えますと、今後の委員外議員の傍聴については傍聴はして、見ることはできるけれども、発言はしなくてもよいのではないかなという思いがもともと私はずっとあったんですけれども、それについて改めて皆さんのお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） その件についてはいろいろな捉え方があると思うんですけれども、基本的に、議会は委員会中心主義を取っている以上、発言に対しても一般質問の関連質問と同じですよ。本会議で関連質問を認めていない状況の中で委員会においても関連質問という形になるよね、委員会の審議でも。そういうことを考えると整合性がないかなというふうに思います。

そういうことを考えると、傍聴は聞くのはいいですよということの中で、発言はやっぱいいかなというふうに思っていて、先ほど委員長言われたように会派の代表で来ているので、そういった例えばいろいろな案件が出てきて、それぞれ会派の中でこういう意見があって、私はこう思うけれどもどうなんですか、それは今度は会派の中で調整していただいて、委員会の中に反映するという形のほうがあるべき姿だとは思いますが。

よって、委員外議員の発言を許可しないということも他の議会の状況を見たときに、それも一つの方向性かなとは思いますが。私はそう思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） そのほかご意見いかがでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 傍聴の質問は少ないようですが、一応どうしても聞きたい部分というのはあると思いますので、今の範囲内でそれによって深まることもありますし、採決は当然できませんから、私は差し支えないと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかがでしょうか。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） ちょっと、私もこの要するに傍聴議員が質問できる機会しか経験していないので、以前どうだったかというのは分からないんですけども、特に支障がないというのは変ですけども、ちょっと結論は出せないんですけども、今こういう状況で来ている中では特にはあえて今まで許していたものを許さなくするというのはどうなのかなという。

あと、以前、委員会でやっぱり委員が誰も質問しない中で、傍聴議員だけが質問するみたいなことも結構あったので、そう考えると全面的に禁止しちゃうと、そういうやっぱり先ほど言ったように議論がちっとも進まないのかなみたいなケースもあるんじゃないかなと思います。

○委員長（長谷部 集君） そのほかいかがでしょうか。

秋山委員。

○委員（秋山照雄君） 委員自体は、毎回の委員会に出席して、その中でみんなで議論して、要するに委員会自体は進めてきているんですけども、傍聴議員がたまに来て、たまに来たときに質問したり、内容、今までのいきさつとか、そういうものも分かかっていなくて質問したりする場合もありましたので、できれば今は委員長の申したように委員会は委員会のメンバーだけで進めるような格好にしたほうが良いと思う。ただ、傍聴することは私は議員として、それはいい、やむを得ないと思いますけれども。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 若尾委員。

○委員（若尾彰子君） 私も、今の秋山議員の意見に賛成です。

○委員長（長谷部 集君） 清水副委員長。

○委員（清水和弘君） 私も、傍聴は傍聴だけでいいと思います。

○委員長（長谷部 集君） 来て、座って、聞くだけということですね。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 私も、質問はなしでいいと思います。聞きたいことがあったら自分の会派でもいいし、後で課のほうへ聞いて、2問とは言わず5問でも6問でも聞いていただければできることだと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） ほかの意見いかがですか、よろしいですか。大丈夫ですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 幾つかのご質問が出たことで、私の思いで答えができる部分だけお答えをさせていただきますと、加藤委員ですかね、常任委員がしなかったのに傍聴議員から質問が出て助かったという、確かに私もその経験はありますので、よく分かるところなんですけれども、だからこそ、先ほど言ったように定数を増やして、しっかりとした議論ができるようにしたいという思いがそこにはあります。

ただ、私は秋山委員がおっしゃったのと同じことも経験を何回もしてまして、常任委員がいろいろな質問をして、議論をして、その後、傍聴議員がさらにまた発言をしたことによって、一度常任委員の中での意見がまとまった後に傍聴議員の発言でことがまとまらなくなってしまったと。要するに傍聴議員は2問しかできませんし、おっしゃったように過去のいきさつ等も分からないままで、そこで発言をするということで、基本的には常任委員が最終的な採決をするため、今後のことを決めるために質疑をするという場所がありますので、まずその採決権がない傍聴議員が質問をする必要がそこであるかどうかということを考えますと、そこで質問をして、会議録に残らなくても別の機会でも直接担当課に行って聞くことは幾らでも議員としてできることでありますので、そういう方たちにはそこでいっぱい活躍をさせていただいて、実際の委員会の会議の中ではいいのかなというふうに私は思っています。先ほどの件について補足をさせていただきます。

これについていかがでしょうか。今、お2人ほどですかね、このままでいいじゃないかというご意見がありましたけれども。

内藤委員、どうぞ。

○委員（内藤久歳君） 先ほど加藤議員が言ったことに関連することなんだけれども、結局、委員会で審議が何もないというのはやっぱり委員会を活性化するためには委員会に所属する委員の責任において、やっぱり当局をただすという、そういう姿勢が必要なんだよね。まさしく委員会の委員が何もしないで、傍聴議員がやって、それに対して当局が答えるのだから、当局のほうも何かちょっと大して、ある面では失礼に当たるじゃないかなということになる

ので、そういうことを含めて、こういう話がたまたま出たからあれですけども、やっぱり特別委員会、決算特別委員会、予算特別委員会にしてもやっぱり所管のあれについてはできるだけ委員は質疑をするというところをきちんとやっぱり自覚をしながら臨んでもらいたいということを私は常々思っているので、そういう機会を捉えて、また、この改革の中でも今、じゃ、なぜ委員長がそういうことを言ったかということを含めてやっぱり議論をし、そしてまた会派の中へ持ち帰って、そういうことを言って質を高めていくというところにつながればいいかなと思うので、そういう点を強調しながら、とにかく委員会は責任をもって委員がやるという、そういうところが一番目指すべきところじゃないかなと思います。

以上です。

○委員長（長谷部 集君） 全員が今同じ一致した考えではありませんので、これについてもまた最終決定というのは先になりますけれども提案をさせていただきましたので、また考えていただくなり、会派に持ち帰って、ほかの議員の皆さんのご意見も聞いていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私から、その他は以上となります。

委員より、その他何かありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（長谷部 集君） 事務局ありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長谷部 集君） ないようですので、以上でその他を終了し、以上をもちまして本日の日程全て終了いたしました。

これをもちまして議会改革特別委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時29分